

業務用デスクトップ環境等賃貸借
プロポーザル実施要領



令和8年3月

花巻市

1 趣旨・目的

花巻市では平成 28 年度から LGWAN 接続系とインターネット接続系のネットワークを分割し、運用してきたが、基盤を構成するサーバのサポート期間が令和 9 年 2 月末をもって終了することから機器等の更新が必要となる。

更新にあたっては、利用時における LGWAN 系デスクトップ環境とインターネット系デスクトップ環境の切替作業の手間、自席端末における Web 会議の利用制限といった、職員の利便性に係る課題の解決を図るとともに、データ保全の仕組み等の導入によりセキュリティの強化を図る。また、近年、業務システムの利用頻度・利用職員数の増加に伴い、ネットワークに動作遅延が発生している状況にあることから、無線アクセスポイントの更新やネットワーク機器の整備等、ネットワークの再構築を合わせて実施する。

契約事業者は、これらの事項が実現された業務用デスクトップ環境等を構築し本市に納入（以下、まとめて「本業務」という。）することとし、本市は賃貸借により調達する。

2 本業務の概要

(1) 本業務の名称

業務用デスクトップ環境等賃貸借

(2) 本業務の内容

本業務の詳細内容を示す業務用デスクトップ環境等賃貸借仕様書及び仕様書参考資料（以下「仕様書等」という。）については、4 参加申込要領の項に記載の仕様書等提供依頼書（兼秘密保持誓約書）の提出があった事業者にのみ配布する。

(3) 本業務の期間

(ア) 環境構築期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 28 日まで

(イ) 賃貸借、運用・保守期間

令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日まで

※地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約

(4) 提案上限額

5 年総額 1,390,213,140 円（税込）

この金額は、本業務に関する 5 年間の費用の総額であり、上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

なお、支払いについては、令和 9 年 3 月から 60 ヶ月の均等払いを想定している。

また、本業務の実施に関しては、契約候補者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と契約候補者で協議の上、決定するものとし、契約締結後の実際の業務内容や進め方については、随時、発注者と契約候補者とで協議し決定するものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる全ての資格要件を満たす者とする。本業務は、共同企業体の参加を認める業務であり、その取扱いについては、以下のとおりとする。なお、構成員は、ほかの共同企業体の

構成員及び単体の資格者として本プロポーザルに重複して参加することはできないこととする。構成員は、共同企業体の運営形態を明確にするため、共同企業体協定書（別紙 1 に基づいて作成）を相互に締結するものとする。

3-1 単体企業で参加の場合

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8 年度花巻市物品購入等指名競争入札参加資格を有し、花巻市業種別物品業者一覧表の「情報処理」又は「ソフトウェア開発」に登録している者又は同等の資格を有する者であること。
- (3) 公告日までに、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者もしくは再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の申し立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者もしくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 参加資格確認申請書の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 過去 5 年間で、地方公共団体における同種業務を実施した実績を有していること。
- (8) 仕様書に記載する要件を満たす運用管理者を本業務の実施体制として配置可能なこと。
- (9) 企業としてセキュリティ管理システムや品質・環境マネジメントシステムが十分に確立されている証明として、下記に示す承認・認証を受けていること。
 - ①情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS（ISO/IEC 27001）
 - ②個人情報保護マネジメントシステム：プライバシーマーク
- (10) 市での業務遂行の打ち合わせ等に出席でき、その他必要に応じ、緊密な連絡調整が可能であること。

3-2 共同企業体で参加の場合

- (1) 全ての構成員が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 全ての構成員が令和 7・8 年度花巻市物品購入等指名競争入札参加資格を有し、花巻市業種別物品業者一覧表の「情報処理」又は「ソフトウェア開発」に登録している者又は同等の資格を有する者であること。

- (3) 全ての構成員が入札公告日までに、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 全ての構成員が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者もしくは再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の申し立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者もしくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 全ての構成員が事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 全ての構成員が参加資格確認申請書の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 構成員のいずれかが過去 5 年間で、地方公共団体における同種業務を実施した実績を有していること。
- (8) 構成員のいずれかが仕様書に記載する要件を満たす運用管理者を本業務の実施体制として配置可能なこと。
- (9) 構成員のいずれかが企業としてセキュリティ管理システムや品質・環境マネジメントシステムが十分に確立されている証明として、下記に示す承認・認証を受けていること。
 - ①情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS（ISO/IEC 27001）
 - ②個人情報保護マネジメントシステム：プライバシーマーク
- (10) 全ての構成員が市での業務遂行の打ち合わせ等に出席でき、その他必要に応じ、緊密な連絡調整が可能であること。
- (11) 前項までの全てを満たす 2 者以上で自主編成する共同企業体であること。
- (12) 構成員の分担業務が、共同企業体協定書（別紙 1 を参考に作成）において明らかであること。

4 参加申込要領

(1) 仕様書等提供依頼書（兼秘密保持誓約書）の提出

仕様書等の提供を依頼する者は、以下のとおり仕様書等提供依頼書（兼秘密保持誓約書）の提出を行うこと。

本依頼書は単体企業ごとの提出を求めることから、共同企業体による提案を検討している場合は、全ての構成員から提出を行うこと。

- ① 提出書類：仕様書等提供依頼書（兼秘密保持誓約書）（様式 1）
- ② 受付期間：令和 8 年 3 月 24 日（火）～4 月 13 日（月）午後 5 時（必着）
- ③ 提出方法：電子メールによる電子データ、担当部署まで持参又は郵送

電子データによる提出の場合は、追って原本を担当部署まで持参又は郵送すること。

※持参の場合は、市役所本庁舎開庁時間内(平日午前9時から午後4時30分まで)に提出すること。

(2) 仕様の提示

本市は、仕様書等提供依頼書を提出した者に対し、以下の資料を提示するものとし、ダウンロードサイト URL を電子メールにより通知する。

ダウンロードサイト URL に不備があった場合、速やかに電話等で連絡すること。このことにより、提案に支障があった場合でも、本市は責任を負わない。

- ・ 01_仕様書_業務用デスクトップ環境等賃貸借
- ・ 02_別紙 1_花巻市 NW 全体概要図
- ・ 03_別紙 2_ネットワーク管理拠点及びアクセスポイント設置拠点
- ・ 04_別紙 3_現行アクセスポイント設置箇所図面
- ・ 05_別紙 4_既存機器一覧
- ・ 06_別紙 5_現行構成と提案範囲
- ・ 07_別紙 6_機能要件一覧

(3) プロポーザル参加申込書の提出

本市からの仕様書等の提示を受け、本プロポーザルに参加する意思のある者は、以下に記載の必要書類の提出を行うこと。

① 提出書類：

- ・ プロポーザル参加申込書(様式2)
- ・ 会社概要(様式3)
- ・ 財務諸表(「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」を直近3期分)
- ・ 業務実績調書(様式4)
- ・ 業務実施体制(様式5)

※共同企業体で参加する場合は、全ての構成員が上記書類を作成し提出するものとする。

- ・ 共同企業体協定書(共同企業体での提案の場合。別紙1を参考に作成したもの)

② 受付期間：令和8年3月24日(火)～4月20日(月)午後5時(必着)

③ 提出方法：担当部署まで持参又は郵送

※持参の場合は、市役所本庁舎開庁時間内(平日午前9時から午後4時30分まで)に提出すること。

(4) 提出先

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号

花巻市総合政策部広報情報課情報政策係

E-Mail: joho@city.hanamaki.iwate.jp

(5) 審査結果通知

参加申込書の受付後、随時審査を行い、参加資格結果通知書を申込書に記載の連絡先に送付する。

(6) その他

全ての提出物を受付期間内に提出すること。

5 質問の受付と回答方法

本業務の内容について不明な点がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

(1) 受付期限

令和8年4月6日（月）午後5時

(2) 質問方法

プロポーザルに係る質問書（様式6）に記入の上、電子メールにて送付すること。

(3) 回答方法

令和8年4月13日（月）午後5時までに、受け付けた全ての質問に対する回答を取りまとめ、仕様書等提供依頼書を提出した全社に対し、電子メールで送付する。また、花巻市ホームページにおいても公開する。（仕様書等に含まれる秘密情報は除く。）

なお、本プロポーザルに直接関係する質問のみ回答を行い、無関係で不適切な質問に対しては、質問自体を公開せず、回答も行わない。

(4) 受付先

花巻市総合政策部広報情報課情報政策係

E-Mail: joho@city.hanamaki.iwate.jp

6 企画提案審査の提出

参加資格審査の結果、参加の資格があると認められた者は、次に記載する企画提案に係る書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月13日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

以下に記載の必要書類を下記提出場所へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。なお、持参の場合は、市役所開庁時間内（平日午前9時から午後4時30分まで）に提出すること。

なお、企画提案書は、正本版1部と副本15部とし、企業名の記載、押印等は、正本版のみに行い、副本については別途通知する呼称を記載し、企画提案者を特定することができる内容（具体的な会社名及び記号等）の記述を行わないこと。

(3) 提出書類

①企画提案書

- ・A4判（補足資料等においては、必要に応じ折り込みA3判も可）
- ・両面印刷（60ページ以内）
- ・仕様書の内容を網羅するとともに、下記の項目を含めて明瞭・簡潔に作成すること。
- ・下記の項目を含めて明瞭・簡潔に作成すること
 - （ア）共通事項（業務実施方針・業務実施体制・業務実施工程）
 - （イ）業務環境全体構成
 - （ウ）職員利便性
 - （エ）情報セキュリティ面の対応

- (オ) 運用保守性
- (カ) 移行計画
- (キ) 将来性、業務継続性
- (ク) 推奨要件への対応、追加提案・アピールポイント

②見積書【様式自由、枚数自由】

環境構築期間（契約締結の日から令和9年2月28日まで）及び賃貸借、運用・保守期間（令和9年3月1日から令和14年2月29日まで）に係る全て経費を明示し、総額を示すこと。また、総額に対する月額を示すこと。

7 審査項目及び配点

(1) 審査・選考の方法

- ① 審査は、市が設置するプロポーザル選定委員会の委員により、提出書類の審査並びに参加者のプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。審査における評価項目、評価内容及び配点は、別紙2「審査項目・配点一覧」のとおりとする。
- ② 参加者が6者以上の場合、2段階で審査を行う。一次審査では、別紙2「審査項目・配点一覧」及び別に定める評価指標に基づき事務局が評点し、委員会による決定を経て評価結果上位5者が二次審査（提案書・プレゼンテーション・提案価格）に進む。二次審査では、別紙2「審査項目・配点一覧」に基づき各委員が評価し、一次審査及び二次審査の合計点で契約候補者を決定する。なお、参加者が5者以内であっても一次審査及び二次審査の合計点で契約候補者を決定する。
- ③ 審査の結果、最低基準点（合計点の6割）である840点を超えた参加者のうち、得点が第1位となった者を「契約候補者」、第2位になった者を「次点者」として選定し、契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて具体的な条件等について協議を行うものとする。
- ④ 期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。ただし、次点者との契約締結を確約するものではない。
- ⑤ 契約候補者等との契約手続に関する詳細日程は、別途通知する。
- ⑥ 選定委員会に関する事項は、「業務用デスクトップ環境等賃貸借プロポーザル選定委員会設置要領」に定める。
- ⑦ 参加者が1者であっても、最低基準点（合計点の6割）である840点を超えた場合は、契約候補者とする。
- ⑧ 審査結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査の概要

(1) 日時

令和8年5月20日(水)(予定)

※詳細は参加資格結果通知書に記載する

(2) 会場

花巻市役所本庁舎本館3階 委員会室(予定)

(3) 概要

① 所要時間

- ・準備(10分)
- ・プレゼンテーション(提案書の説明)及びシステムデモンストレーション(40分)
- ・委員による質問(10分)
- ・片付け(5分)

② 内容

説明は以下の順序に従って行うこと。

- ・説明者の自己紹介を行うこと。
- ・同席者の紹介を行うこと。
- ・提案書等の内容を説明すること。説明は、提出した提案書等に沿って説明することとし、必要であればシステムデモンストレーションも可能とする。
- ・説明に対して委員より質問を行うので、その場で回答すること。

③ 参加人数

本業務に従事する者が説明するものとし、7人まで参加可能とする。なお、本業務に従事しない外部委託などの派遣社員による説明は認めないものとする。

④ 使用機器

- ・市が会場に用意する大型モニタ(55型モニタを想定)の使用を認める。
- ・パソコン等の機器類は各自準備すること。
- ・モニタへの接続はHDMIとする。
- ・LGWAN環境によるパソコンの利用を希望する場合は、提案書の提出と合わせて申し出ること。その場合、市が当該パソコンを準備する。

⑤ その他

プレゼンテーションでは、提案書の要点等をまとめた別資料のモニタへの投影は認めるが、資料配布は一切認めない。なお、提案者は別途通知する呼称を用い、企画提案者を特定することができる内容(具体的な会社名や記号等)の発言は行わないこと。

9 全体スケジュールと候補者選定までの事務手順等

(1) 全体スケジュール

事業年度	内容	日時
	プロポーザル実施要領等の作成	令和8年3月中旬
	プロポーザル実施	令和8年3月中旬～5月下旬

	契約締結	令和8年6月下旬
令和8年度	要件定義・設計・構築	令和8年6月下旬～12月
	テスト実施	令和8年12月頃
	職員研修	令和9年1月頃
	並行稼働による移行	令和9年2月上旬
	本稼働、賃貸借開始	令和9年3月1日

(2) 候補者選定までの事務手順及びスケジュール

内容	日時
基本方針の策定	令和8年3月上旬
実施要領及びプロポーザル選定委員会設置要綱の策定	令和8年3月中旬
プロポーザル選定委員会の開催 (審査方針決定)	令和8年3月中旬
公告・実施要領の配布	令和8年3月24日(火)
参加申込の受付	令和8年3月24日(火)～4月20日(月)
参加資格審査期間	令和8年3月24日(火)～4月27日(月)
質問受付期間	令和8年3月24日(火) ～4月6日(月)午後5時まで
質問に対する市の回答期限	令和8年4月13日(月)
プロポーザル選定委員会の開催(一次審査) ※参加者が6者を超える場合	令和8年4月30日(木)
一次審査結果通知 ※参加者が6者を超える場合	令和8年5月8日(金)まで
企画提案書提出期限	令和8年5月13日(水)正午まで
審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年5月20日(水)
審査結果通知 見積書及び積算内訳書の徴収	令和8年6月1日(月)
見積書及び積算内訳書の審査	令和8年6月1日(月)～6月12日(金)
契約締結	令和8年6月下旬

10 その他留意事項

(1) 契約に関する基本的事項

- ① 本件の提案に基づく契約の件名は、「業務用デスクトップ環境等賃貸借」とする。
- ② 契約候補者の選定をもって企画提案書等に記載された内容のすべてを承認するものではない。契約候補者決定後、企画提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様書に反映し、再度見積徴収を行う。
- ③ 契約方法及び支払方法は、花巻市財務規則(平成18年花巻市規則第60号)の規定による。

(2) プロポーザルに係る留意事項

- ①本業務に関する説明会は開催しない。
- ②参加者は、同一事業内容で複数の提案書の提出はできない。
- ③辞退する場合、辞退届（任意様式）を持参又は郵送で提出すること。
- ④公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。
 - (ア)「3 参加資格要件」を満たしていない場合
 - (イ) 提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合
 - (ウ) 本要領に適合しないと認められる場合
 - (エ) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - (オ) 本要領に定める手続き以外の手法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
 - (カ) 参考見積額が提案上限額を超えている場合
 - (キ) その他定める手続、方法等を遵守しない場合
- ⑤提出物は返却しない。
- ⑥提出された企画提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- ⑦提出された企画提案書等は、契約候補者等選定の目的以外で使用しない。
- ⑧本市から提供する資料以外は、参加者が独自で入手すること。
- ⑨本プロポーザルに伴い本市が収集した個人情報、本プロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。
- ⑩本プロポーザルに係る開示請求があった場合には、花巻市情報公開条例（平成 18 年花巻市条例第 19 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- ⑪本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

1 1 担当部署

花巻市総合政策部広報情報課情報政策係 担当：難波、渡辺

〒025-8601 岩手県花巻市花城町 9 番 30 号

電話番号：0198-41-3508 ファクス：0198-24-0259

E-Mail：joho@city.hanamaki.iwate.jp